

平成 28 年度までに認定を受けた方の事業計画の提出について

※平成 29 年 3 月 31 日までに認定を受け、接続契約を締結したみなし認定事業者は、既に売電している方も含めてすべて新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。また、売電を開始していない状態で、変更申請等を行いたい場合も、まずはみなし認定を完了しないと手続きに進めませんのでご注意ください。

●提出方法

(1) 電子申請 (<https://www.fit-portal.go.jp/>)

(2) 郵送申請 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#p)

※電子申請が難しい場合のみ、郵送申請手続きを行ってください。

●みなし認定移行についてのお問い合わせ先

電話：0570-057-333

受付時間：9：00～18：00（土日祝、年末年始を除く）

●提出期限：平成 29 年 9 月 30 日まで

●必要書類

電子申請の場合・・・電子申請マイページ用ログイン ID/パスワード、設備 ID

郵送申請の場合・・・(1)～(4)の書類

(1) 事業計画書

- ・様式第 19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW 未満の太陽光発電を除く)
- ・様式第 20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW 未満の太陽光発電)

提出者欄には設備設置者の情報を記入の上、実印を押印してください。

(2) 代行提出依頼書

事業計画の電子申請で提出を行うことが正式な手続であるため、紙で提出された場合は新制度移行手続代行センターが提出者の代わりに電子申請を行います。このため、新制度移行手続代行センター宛てに本依頼書を提出してください。

(3) 設備設置者の印鑑証明書

本人確認のため必ず提出してください。

発行日から 3 ヶ月以内の原本に限ります。

(4) 接続の同意を証する書類の写し

平成 29 年 3 月 31 日までに売電を開始していない方のみ必須

発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、確認の上、提出してください。ご不明な点は各電力会社にお問合せください。

●上記の書類を以下の宛先に送付してください。(必ず郵送にて送付ください)

〒273-0011

千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て